

北海道告示第10699号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年1月15日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年9月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ釧路本店
北海道釧路市鳥取大通3丁目5番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社デンコードー 代表取締役 岡田 義則
宮城県名取市上余田字千刈田308番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) ケーズデンキ釧路店
(変更後) ケーズデンキ釧路本店

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー 代表取締役 井上 元延
宮城県仙台市宮城野区榴岡1丁目7番10号
(変更後) 株式会社デンコードー 代表取締役 岡田 義則
宮城県名取市上余田字千刈田308番地

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー 代表取締役 井上 元延
宮城県仙台市宮城野区榴岡1丁目7番10号
(変更後) 株式会社デンコードー 代表取締役 岡田 義則
宮城県名取市上余田字千刈田308番地

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成24年7月1日
上記(3)イ及びウ 平成24年7月1日（住所）
平成29年6月20日（代表者名）

(5) 変更する理由

上記(3)ア 店舗名称変更のため
上記(3)イ及びウ 住所及び代表者変更のため

2 届出年月日

平成29年8月22日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年9月15日(金)から平成30年1月15日(月)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで